

議案第36号

令和3年度館山市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認
について

令和3年度館山市の一般会計補正予算（第4号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和3年6月10日提出

館山市長 金丸 謙一

専 決 処 分 書

令和3年度館山市の一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年5月27日

館山市長 金丸 謙一

令和3年度館山市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度館山市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200千円を追加し、歳入歳出それぞれ21,411,339千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20.繰入金		1,203,080	2,200	1,205,280
	2.基金繰入金	1,203,080	2,200	1,205,280
歳入合計		21,409,139	2,200	21,411,339

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		2,423,569	2,200	2,425,769
	1.総務管理費	2,027,411	2,200	2,029,611
歳出合計		21,409,139	2,200	21,411,339

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金	1,203,080	2,200	1,205,280
歳入合計	21,409,139	2,200	21,411,339

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,423,569	2,200	2,425,769				2,200
歳出合計	21,409,139	2,200	21,411,339	0	0	0	2,200

2 歳入

款	補正前の額	補正額	計	
				項
				目
20. 繰入金	1,203,080	2,200	1,205,280	
2. 基金繰入金	1,203,080	2,200	1,205,280	
1. 財政調整基金繰入金	355,767	2,200	357,967	
歳入合計	21,409,139	2,200	21,411,339	

(単位: 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	2,200	財政調整基金繰入金 2,200

第20款 繰入金

3 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	2,423,569	2,200	2,425,769				2,200
1 総務管理費	2,027,411	2,200	2,029,611				2,200
12 諸費	174,647	2,200	176,847				2,200
歳出合計	21,409,139	2,200	21,411,339	0	0	0	2,200

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
7. 報償費	2,200	
		訴訟関連事務費【総務課】 2,200
		報償費 2,200
		報償費 2,200
		謝礼金 2,200

第2款 総務費 第1項 総務管理費
第12目 諸費